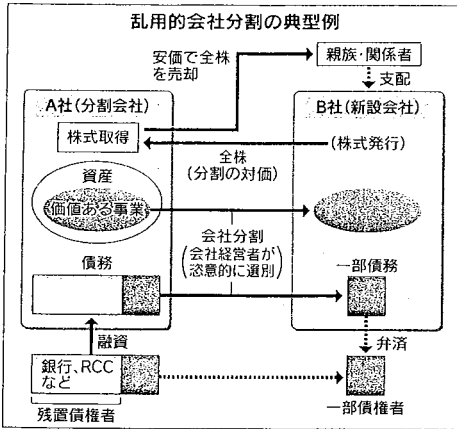


Monday Nikkei

会社分割の乱用相次ぐ

資産・債務を恣意的選別

企業再編や事業リストラを容易にするため2000年の民法改正で認められた会社分割制度を巡り、乱用とみられるケースが相次いでいる。裁判では被害にあった債権者が勝訴する例も出てきたが、敗訴の事例もある。悪用を想定しきれない改正法の不備もあり、恣意的に改正を繰り返してきた商法・会社法の負の側面との見方もある。法制審議会(法相の諮問機関)では分割条件を厳しくするなどの法改正の検討も始まった。



無価値資産だけに
5つのパチンコ店を経営していたA社は会社を分割し、傘下のパチンコ店4つをそれぞれ4つの新設会社に割り振り、残った1店舗を閉鎖した。この結果、もともとA社には、無価値な資産しか残さず、もぬけの殻となった。分割にあたって事業継続に必要な借入金(例えば買掛金)は新設会社に移されたが、それ以外の債務は抜け殻状態のA社に残された。

法制審、法改正を検討 条件厳格化など視野に

A社に残された。破綻した金融機関などからRCCが引き継いだ多額の債権もA社に置き去りにされ、債権回収ができなくなった。RCCは本来ならば、新設会社に移された事業で得られた収益からある程度返済を受けられただけに、大変な損失だ。

実は、新設会社の経営者はいずれもA社代表者の妻。経営者一族のなかで妻だけが金融機関に対して連帯保証をしていなかったため、妻を経営者に据えたものとみられる。さらに、会社分割後A社は新設会社の株をすべて保有していたが、新設会社の経営者に就いた妻に1社あたり50万円という安価で売却した。A社の新設会社への支配権はこの時点でなくなり、A社に残った債権者(残留債権者)の債権回収は絶望的になった。

このように会社分割を悪用すると、優良事業を実質的に支配し続けながら、過剰債務の削減ができる。問題なのは、新設会社に移された債権者が事業の収益から返済を受けられるのに対し、A社に残された債権者は保護対象にならない点だ。債権者間で明らかに不公平があり、債権者平等の原則が侵されている。

会社分割を具体的に決めるのは誰か。会社法第762条は会社分割を決めた会社(分割会社)に分割計画作成を求め、第763条は同計画で新設会社へ移す資産、債務、雇用契約その他の権利義務を定

めるとしている。これは分割会社の経営者が新設会社に移す資産、債務などを恣意的に選別できることを意味する。悪質なものは、会社分割の専門家とされる、ごく一部の弁護士が、乱用的な会社分割に協力し助長していることだ。

こうした状態に手をこまぬいてはいられないと、不利益を被った債権者が訴訟を起こす動きが広がっている。その際に難しいのは、形式的には会社法の規定に反しない「乱用的会社分割」を、どのようにして裁判所に違法と認定させるかだ。原告勝訴の判決では、損害を受けた債権者に「詐害行為取り消し権」の行使を認めたものがある。

詐害行為を取り消し権は、債権者を害する債務者の行為の解消を求める権利で、会社分割のような組織法上の行為には適用されないとの法解釈が有力だった。しかし、10年5月の東京地裁判決は詐害行為を取り消し権を採用して、被告者の勝訴を導いた。また信義則違反を理由に、新設会社の法人格を否認する考え方もあり、冒頭のRCC勝訴判決はこの考え方を採っている。

が進んだ。会社分割が企業再編に一定の役割を果たしているのも間違いない。とはいえ、乱用的な会社分割が会社法では認められてしまおうという法の不備は問題だ。法曹界でも問題意識は高まっている。会社法の見直し作業を始めた法制審の会社法制部会には、昨年8月に弁護士委員より改正意見書が提出された。そのなかに「会社分割における債権者保護の再検討」が入っている。

2月17日の福岡地裁108号廷。小田島靖人裁判官は整理回収機構(RCC)が訴えていた会社分割の案件で、被告に約6億4000万円の支払いを命じる、原告の全面勝訴の判決を下した。判決など裁判資料によると、乱用的な会社分割は以下のように行われた。

法制審、法改正を検討 条件厳格化など視野に

そもそも00年に会社分割の制度が法的に整備される以前も、既存の制度を利用して実質的に会社を分割することは可能だった。別会社を設立して、そこに事業譲渡や現物出資などをなす方法だ。

しかし、事業譲渡など従来の方式では、新会社に権利・義務を移転するには個別に相手方の同意を得なければならず、機動的な企業リストラには適さなかった。従業員の新会社への異動にも個別の承諾を要するなどの手間がかかった。このため、実業界が「会社分割は欧米では認められていて」と強く要望し、法整備

が進んだ。会社分割が企業再編に一定の役割を果たしているのも間違いない。とはいえ、乱用的な会社分割が会社法では認められてしまおうという法の不備は問題だ。法曹界でも問題意識は高まっている。会社法の見直し作業を始めた法制審の会社法制部会には、昨年8月に弁護士委員より改正意見書が提出された。そのなかに「会社分割における債権者保護の再検討」が入っている。

士ネットワークは昨年12月に会社法制部会に「会社分割の適正化に関する立法意見」を提出し、「債務超過である会社や会社分割後に債務超過となる会社が会社分割をする際には債権者に通知する義務を設ける」などを求めた。

法改正が具体的にどうなるかはまだ微妙だが、乱用的な会社分割を阻止するために何らかの会社法改正が必要だとの考え方に大きな異論は出ていない。次回の会社法の改正に盛り込まれる公算は大きい。(編集委員 土屋直也)



会社分割計画書

(以下「当社」という)は、新設分割の方法により以下「新設会社」という)に、当社の選任権の経営に承認させることにし、以下のとおり計画する。

1. 資産
分割計画時点において、立戻、備品、敷金、...

2. 負債
分割計画時点において、立戻、備品、敷金、...

3. 債権
分割計画時点において、立戻、備品、敷金、...

4. 債務
分割計画時点において、立戻、備品、敷金、...

5. その他
分割計画時点において、立戻、備品、敷金、...